

# 男女共同参画の視点からの 防災研修プログラムについて

内閣府男女共同参画局

平成28年9月

# 災害と男女共同参画

## 平成7年1月 阪神・淡路大震災

女性の死者数が男性より1000人程度多い。家庭的責任が女性に集中。

## 平成16年10月 新潟県中越地震

「女性の視点」の担当として局職員を現地に派遣。新潟県等に女性の相談窓口を設置依頼。

## 平成17年7月 防災基本計画修正

### 男女共同参画の視点が初めて盛り込まれる

男女の二一の違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める旨が明記。

## 平成17年12月 男女共同参画基本計画（第2次） 防災分野が初めて盛り込まれる

新たな取組を必要とする分野として、防災（復興）の分野に男女共同参画を記載。

## 平成20年2月 防災基本計画修正

防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある旨を明記。

## 平成22年12月 第3次男女共同参画基本計画

「第14分野 地域、防災、環境その他の分野における男女共同参画の推進」を新設。

4 防災における男女共同参画の推進 を明記。

## 平成23年3月 東日本大震災

# 東日本大震災の経験から見えてきた男女共同参画に係る課題

## 1 防災や復興の政策・方針を決める過程に女性が参画していない

- 都道府県防災会議の委員に占める女性の割合：**3.6%**  
(12都道府県では女性委員ゼロ) ※平成23年4月時点
- 復興計画策定に当たっての委員会等における女性委員の割合：**11.2%**  
※平成24年4月時点、沿岸38市町村



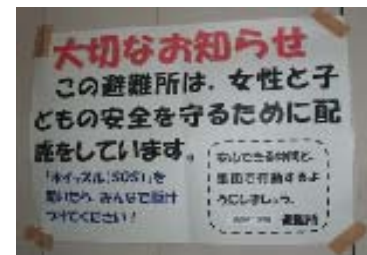
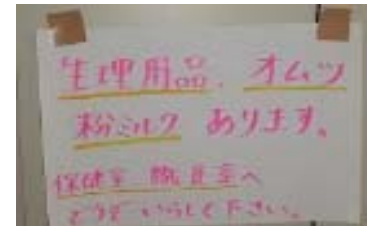
## 2 災害対応において男女のニーズの違い等に配慮がない

- 避難所に授乳や着替えをする場所がない
- 女性用の物干し場がなく下着が干せない。
- 生理用品や女性用下着が不足
- 避難所運営者が男性のため必要な物資を受け取りにくい・要望しにくい。
- 仮設住宅等における男性の引きこもりや孤立等が問題化。



## 3 災害が起きてから急に男女共同参画の視点で対応しようとしてもできない

- 国は発災直後から女性や子育て家庭のニーズを踏まえた対応の要請を行ったが、現場での浸透は不十分。
- 「男女共同参画の視点を取り入れた防災体制」の確立は防災基本計画にも明記。



平常時から男女共同参画の視点からの  
災害対応について、関係者が理解しておくことが重要

# 防災基本計画の修正

## 平成23年12月修正（抜粋）

※下線はこの時の修正箇所

### ○避難場所の運営管理（第2編 第2章）

避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。

### ○応急仮設住宅の運営管理（第2編 第2章 第6節）

応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるように配慮するものとする。

## 平成24年9月修正（抜粋）

※下線はこの時の修正箇所

### ○物資の調達、供給活動（第2編 第2章 第7節）

災害時要援護者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

### ○地域の復旧・復興の基本方向の決定（第2編 第3章 第1節）

男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障害者、高齢者等の災害時要援護者の参画を促進するものとする。

### ○防災まちづくり（第2編 第3章 第3節）

地方公共団体は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する・・・（略）。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努めるものとする。

# 災害対策基本法の改正（平成24年6月）

地域防災計画に多様な主体の意見を反映させる観点から、都道府県防災会議の委員として、充て職となっていた防災機関等の職員のほか、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を新たに追加できることとなった。

（都道府県防災会議の組織）

第15条 都道府県防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

**八 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者**

災害対策基本法の一部を改正する法律の運用について（抄）平成24年6月27日内閣府・消防庁（課長通知）

1. 地方防災会議及び災害対策本部の見直し

（3）都道府県防災会議の委員構成（法第15条第5項関係）

- ① 都道府県防災会議の委員として、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者」を新たに加えることにより、**男女共同参画の推進及び高齢者や障害者などの多様な主体の参画を促進することとし、地域防災計画及びそれに基づく各種防災対策の充実を図ろうとするもの**である。「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者」とは、広く自主防災組織の代表者等や大学教授等の研究者のほか、ボランティアなどのNPOや、**女性・高齢者・障害者団体等の代表者等を想定している**。
- ② なお、**防災対策の見直しに係る男女共同参画の推進については**、既に各都道府県防災主管部長宛に通知（平成24年5月8日付府政防第535号・消防災第181号）しているところであり、引き続き、**防災に関する政策・方針決定過程等における女性の参画の拡大に努められたい**。

# 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針 (平成25年5月)

## <背景>

- 平常時から、男女共同参画の視点からの災害対応について、関係者が理解しておくことが重要。

## <取組指針 及び 解説・事例集の作成>

- 取組指針は、過去の災害対応における経験を基に、**男女共同参画の視点から、必要な対策・対応**について、予防、応急、復旧・復興等の各段階において**地方公共団体が取り組む際の指針となる基本的事項**を示すもの。
- 地域防災計画や避難所運営マニュアル等の作成と見直し等により、平常時から男女共同参画の視点からの防災・復興体制を整備することを期待。消防団、自主防災組織、NPO、企業、大学等が活動に取り組む際にも参考にしていきたい。
- チェックシートや事例を盛り込んだ「解説・事例集」も作成。

## <参照>

URL : <http://www.gender.go.jp/policy/saigai/shishin/index.html>

(参考)

男女 防災 取組指針

検索



# 第4次男女共同参画基本計画 (平成27年12月)

## ○ 防災分野を独立した重点分野として新設。

### 第11分野「男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」

#### <基本的考え方>

- ・ 予防、応急、復旧・復興等の全ての局面において、女性が重要な役割を果たしていることを認識するとともに、防災・復興に係る意思決定の場に女性が参画し、リーダーとして活躍することを推進。
- ・ 女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに配慮し、男女共同参画の視点から、事前の備え、避難所運営、被災者支援等を実施。
- ・ 女性は防災・復興の主体的な担い手であり、災害から回復する力を持つ社会を構築するには、女性が原動力となることを、国内外で共有。

#### <成果目標>

項目	現 状	成果目標（期限）
都道府県防災会議の委員に占める女性の割合	13.2%（平成27年）	30%（平成32年）
市町村防災会議に占める女性の割合 ①女性委員が登用されていない組織数 ②委員に占める女性の割合	①515（平成26年） ②7.7%（平成27年）	①0（平成32年） ②10%（早期）、更に30%を目指す（平成32年）
消防吏員に占める女性の割合	2.4%（平成27年度）	5%（平成38年度当初）
消防団員に占める女性の割合	2.5%（平成26年度）	10%を目標としつつ、当面5%（平成38年度）

# 男女共同参画の視点からの防災研修プログラム (平成28年6月)

## <背景>

- 男女共同参画の視点からの災害対応について関係者が理解し、**男女共同参画の視点を防災施策に反映させることが重要。**
- これには、**平時から防災施策に携わる職員に対する研修等の実施が重要。**

## <目的>

男女共同参画の視点をもって防災施策を企画立案及び実施できる地方公共団体の職員の育成

## <研修プログラムの特徴>

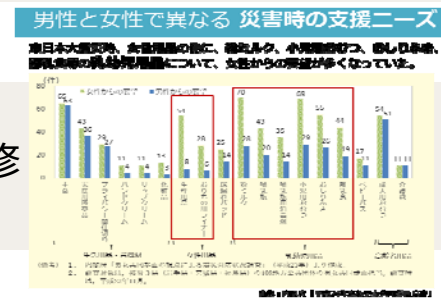
- 座学とグループワークを組み合わせた**参加型**の研修
- 具体的な災害シチュエーションを想定して対策を考える**実践的**な研修
- 地域の実情に応じて研修内容をアレンジできる**柔軟**な研修

### なぜ、男女共同参画の視点が防災に必要なか（座学）

- ・ 災害対応には公助とともに、自助・共助が重要。
- ・ 共助を担う地域社会は多様。その基本が男女の違い。
- ・ 災害が与える影響や支援ニーズには男女差がある。
- ・ 一方、防災に関する意思決定過程は男性が中心。
- ・ 共助・公助をより機能させるため、男性中心型から男女共同参画型の防災にすることが重要。

## <効果>

防災施策に男女共同参画の視点が反映され、多様な住民のニーズに対応した質の高い施策が可能となる。



### 避難所①

- 大規模な災害が起きたため、あなたは家族と共に、避難所となった中学校の体育館で数日を過ごしています。
- 避難所の運営を行うため、住民による班を作ることになり、PTA会長であるあなたは運営会議に出席しました。集まっているのは、自治体の職員や自治会の役員など男性ばかりです。
- 運営会議で、様々な情報を収集する「情報班」や、避難者数の把握や施設の管理を行う「管理班」、衛生環境の管理を行う「環境班」などを置くことになりました。あなたは、各班の業務の調整を行う「調整班」を希望しましたが、「食料班」の班長になってほしいと頼まれ引き受けました。

### 男女共同参画の視点から防災を考える（グループワーク）

部局・性別・年齢に多様性が出るようグループ編成を実施。

- ◆ **シチュエーションから考える男女共同参画の視点**
  - ・ 発災時の状況をシチュエーションシートにより想定。
  - ・ シチュエーションから、行政が行うべき対策を考える。
- ◆ **男女共同参画の視点からの防災を実践するために**
  - ・ 防災対策の課題を振り返り、男女共同参画の視点から解決策を考える。